

週休 2 日推進工事（発注者指定型）で発注する工事

令和 6 年 4 月以降に発注する工事から、週休 2 日推進工事（発注者指定型）での発注を開始します。

工事区分（発注工種）ごとに当初設計額に応じた金額区分を定め、一定の金額を上回る場合は、週休 2 日推進工事（発注者指定型）での発注とします。

工事の優先度、現場作業時間の制約等、個別の事情がある場合は、週休 2 日推進工事（発注者指定型）の発注基準に該当する場合であっても、週休 2 日推進工事（受注者希望型）または、通常工期での発注とする場合があります。

工事区分		金額区分
土木系	土木一式、舗装、水道施設、造園、とび工	当初設計額 200 万円以上のもの
建築系	建築一式	当初設計額 7,000 万円以上のもの
	電気、管、解体、塗装、防水、機械設置	当初設計額 3,500 万円以上のもの

※ 基準となる金額を下回る場合は、週休 2 日推進工事（受注者希望型）での発注とします。